

雇用維持支援補助金Q & A

| No. | 区分 | 質問 | 回答 | 備考 |
|-----|-------|--|---|--|
| 1 | 補助対象者 | 郡山市内に複数の事業所を有する1中小企業者について、事業所ごとに雇用調整助成金等を申請していた場合、それぞれで補助が受けられるか？（＝事業所ごとに上限額まで補助金交付が受けられるか？） | 補助対象者は、中小企業者であればあくまで法人ごととなります。そのため、郡山市内に複数の事業所を有していても、事業所数に関わらず1法人あたり100万円が上限額となります。 | 補助対象者の規定「要綱第2条第1号」 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する <u>中小企業者であって市内に事業所を有している者</u> |
| 2 | 補助対象者 | 「他の自治体から休業手当事業者負担額に対する補助金等の交付を受けた場合」とは、どのような場合か？ | 国から雇用調整助成金を支給されてもなお支払った休業手当に満たない場合に、他市町村からその不足分に充当する趣旨の補助金等を受けた場合です。他市町村からの交付額が休業手当の1/10未満であれば本市の補助対象になりますので、詳しくはお問合せください。 | |
| 3 | 補助対象者 | 市外在住の個人事業主で事業所が郡山市内にあるが、対象者になりますか？ | 対象外になります。個人事業主の方は、郡山市内に住所を有していることが条件となっております。 | 「要綱第2条第1号」 事業を営む個人であって <u>市内に住所を有する者</u> |
| 4 | 補助対象者 | 個人事業主で2種類の事業を行っている。それぞれが1事業者になるか？ | 複数の事業を行っていても、個人事業主1人につき1対象者です。法人の場合も、複数の事業を行っている場合がありますが、1法人につき1対象者として扱います。そのため、 <u>それぞれの事業で雇用調整助成金等の支給を受けた場合は、まとめて本補助金の申請をしていただくようになります。</u> | |
| 5 | 補助対象者 | 労働者を雇用していない個人事業主は、本補助金の対象者となるか？ | 対象外になります。雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給を受けたことが条件ですので、支払う休業手当がなければ対象にはなりません。 | 「要綱第2条第2号」 労働局から雇用調整助成金等の支給決定を受けた者。 |

雇用維持支援補助金 Q & A

| No. | 区分 | 質問 | 回答 | 備考 |
|-----|-------|--|--|--|
| 6 | 補助対象者 | 郡山市内にある事業所分を含めて、郡山市外にある本社が雇用調整助成金等の申請書類作成を委託し、申請・支給決定を受けた。この場合も、対象者となるか？ | 対象となります。 郡山市内に事業所を有し、休業等を実施し、その分の雇用調整助成金等の支給決定を受けていれば、郡山市外の本社がその手続きを行っていても対象者になります。 ただし、申請者が郡山市外となりますので、市内に事業所を有することがわかる書類の添付をお願いします。 | 「要綱第2条第1号」 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であって <u>市内に事業所を有している者</u> |
| 7 | 補助対象者 | 郡山市外の本社等は休業するが、郡山市内の事業所は休業しなかった。雇用調整助成金等の支給は本社で一括して支給を受けた。対象者になるか？ | 対象外になります。 対象者は法人ごとですが、補助金の目的が、本市内の事業所の雇用の安定及び事業活動の継続ですので、市内の事業所で休業した事実がなければ対象外となります。 | 「要綱第1条」 この要綱は、雇用の安定及び事業活動の継続を図るため |
| 8 | 補助対象者 | 助成割合が10/10で国からの雇用調整助成金支給を受けたが、補助対象者となるか？ | 助成割合が10/10の中小企業者等も <u>対象者にはなりません</u> が、本補助金の算定方法で算出すると補助金の額は0円となりますので、 <u>補助金の交付はありません</u> 。 本補助金が、国の雇用調整助成金等を受けた休業手当のうち、国の助成金を受けてもなお残存する事業所負担分に対し、その一部を補助することで事業所負担分を軽減するように制度設計されているからです。 | |
| 9 | 補助対象者 | 雇用調整助成金等の申請はしたが、支給が受けられなかった。補助対象となるか？ | 対象外になります。 本補助金の対象者は、雇用調整助成金等の支給決定を受けた者でなければなりません。 | 「要綱第2条第2号」 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業（教育訓練及び出向を含む）により、労働局長から雇用調整助成金等の支給決定を受けた者 |

雇用維持支援補助金 Q & A

| No. | 区分 | 質問 | 回答 | 備考 |
|-----|------|---|--|---|
| 10 | 対象経費 | 郡山市内にある事業所分を含めて、郡山市外にある本社が雇用調整助成金等の申請書類作成を委託し、申請・支給決定を受けた。この場合、全従業員に対する休業手当を対象経費として良いか？ | 市内事業所の従業員に対する休業手当が対象経費となります。 市内事業所の従業員に対する休業手当の算出方法は、 <u>市内事業所従業員／全従業員での按分</u> になります。 | 「要綱第3条第3項」 前2項で算出した額を全従業員数に対する市内の事業所の従業員数の割合で按分するものとする。 |
| 11 | 対象経費 | 今回の休業を機に教育訓練を実施した。雇用調整助成金等では教育訓練加算が支給されるが、本補助金は交付対象経費にならないのか？ | 対象外となります。 本補助金の目的が、雇用の安定を目的としたものであり、また予算の範囲内での補助金交付であり、より多くの事業者へ補助金をご活用いただくためですので、ご了承ください。 | 「要綱第1条」 この要綱は、雇用の安定及び事業活動の継続を図るため（以下省略）。 |
| 12 | 対象経費 | 雇用調整助成金等の申請書を各月ごとに作成委託した場合、2回にわけて申請することは可能か？ | 可能です。 ただし、1事業者あたり上限額は100万円ですので、上限額を超えた場合、申請はできません。 また、2回目以降の申請の場合は、上限額から既に交付を受けた金額を差し引いた金額で申請をお願いします。 | |
| 13 | 対象経費 | 緊急雇用安定助成金のみの支給決定を受けたが、対象経費になるか？ | 対象経費になります。 対象経費は市内事業所の従業員への休業手当で、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金と同じ対象経費です。 | 「要綱第3条」 補助の対象となる経費は、 <u>雇用調整助成金等の対象とした市内の事業所へ勤務する従業員へ支払う補助対象期間に係る休業手当</u> とする。 |
| 14 | 対象経費 | 要綱第2条第2号で休業には教育訓練及び出向を含むことになっているが、第4条第1項では休業には教育訓練及び出向を除くことになっているのは間違いではないか？ | 間違いではありません。 <u>教育訓練と休業の両方を実施し雇用調整助成金の支給を受けた事業者も、休業手当に対してのみ本補助金の交付を受けられるように規定しています</u> （第2条第2号で教育訓練及び出向を除いてしまうと、それらを実施した事業者が対象外となってしまい、本補助金の交付を受けられなくなります。）。 | |

雇用維持支援補助金 Q & A

| No. | 区分 | 質問 | 回答 | 備考 |
|-----|-------|---|--|---|
| 15 | 対象経費 | 5月中に4月以前分の雇用調整助成金等を9/10の助成率で支給決定を受けた。 助成率が10/10にするための国の補正予算が成立したが、今のところ残り1/10の追加支給がないので、本補助金の申請をしたいが可能か？ | 解雇を伴わない休業手当の支給に対しては10/10の雇用調整助成金等が支給されることが確定しておりますので、本補助金の交付はありません。 なお、9/10の助成率での本補助金の申請、交付決定を受けますと不適正受給になり、返還要求をせざるを得なくなりますのでご注意ください。 | |
| 16 | 対象期間 | 対象経費は2020/4/1～2022/9/30の期間内に申請したものか？ | <u>2020/4/1～2022/9/30</u> の期間に行った休業等に対する雇用調整助成金等申請分であって、申請書提出分ではありません。 なお、雇用調整助成金等申請支援補助金と異なり、給与締切等の関係で <u>4/1又は9/30</u> をまたいでの休業手当は対象外になります。 したがって、雇用調整助成金等の申請も同様ですが、3/31以前と4/1以後に明確に分けて申請額を算定いただきますようお願いいたします。 | ※令和2年10月1日 質問・回答欄一部修正 ※令和3年1月20日 質問・回答欄一部修正 ※令和4年7月1日 質問・回答欄一部修正 |
| 17 | 補助金交付 | 申請者と振込先の口座名義人を別にしたいのだが、可能か？ | <u>申請者と振込口座名義人は同一</u> でお願いします。 本補助金の申請は、社会保険労務士等へ手数料又は報酬を支払ったうえでの申請となりますので、社会保険労務士等への振込はできません。 | |
| 19 | 補助金交付 | 申請から交付までにどのくらい時間がかかるか？ | 交付決定通知までに2週間、口座振込まで1か月間を目標としておりますので、あらかじめご了承ください。 | |

雇用維持支援補助金 Q & A

| No. | 区分 | 質問 | 回答 | 備考 |
|-----|-------|--|--|---|
| 20 | 補助金交付 | 助成率10/10で雇用調整助成金等の支給を受けたが、翌月にアルバイトの雇止めがあったことに伴い、助成率4/5で計算し直し、差額の1/5分を国へ返還した。この場合、本補助金の交付を受けられるか？ | 交付申請は可能です。 ただし、 <u>申請は雇用調整助成金等の支給決定日の翌日から起算して3月以内又は支給決定日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日まで</u> になりますので、期間内での申請をお願いします。 | 「要綱第6条第1項」 補助金の交付を受けようとする者は、 <u>雇用調整助成金等の支給決定日の翌日から起算して3月以内に郡山市コロナウイルス感染症対策雇用維持支援補助金申請書（第1号様式）</u> に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。 ※令和2年10月1日解答欄一部修正 |
| 21 | 補助金交付 | 補助金申請時には事業を営んでいたが、現在は廃業してしまった。補助金の交付は受けられるか？ | 補助金を交付する時点で、法人が解散、個人事業主が廃業している場合は、交付できません。 補助金の目的が、郡山市内事業所の雇用の安定と事業運営の継続であるからですのでご了承ください。 | 「要綱第1条」 この要綱は、雇用の安定及び事業活動の継続を図るため（以下省略）。 ※令和3年1月20日 質問・回答欄一部修正 |
| 22 | 申請書作成 | 第1号様式の申請書を作成していたところ、雇用調整助成金等の申請金額と支給決定額が異なることが判明した。本補助金の申請は、どちらの金額を記載すればよいか？ | <u>支給決定額で記載</u> いただくようになります。 雇用調整助成金等の申請に何らかの不備があり、労働局が事業者に確認を取ったうえで申請金額を修正し、支給決定したものと考えられますが、 <u>本補助金は国の雇用調整助成金等の算定方法、金額を基に算出することになっておりますので</u> 、申請書のどこを修正し支給決定額になったのかを労働局にご確認いただき、申請書の写しを修正したうえでご提出いただけますようお願いいたします。 なお、この作業を怠りますと <u>不適正受給となる恐れがあります</u> ので、お手数でも確認作業をお願いします。 | 算定書（第2号様式）記載する上での注意事項を参照のこと。 |

雇用維持支援補助金 Q & A

| No. | 区分 | 質問 | 回答 | 備考 |
|-----|-------|--|--|---|
| 23 | 申請書作成 | 申請者が法人の場合、申請書の社印は「角印」「丸印」のどちらなのか？ | 法人の「代表者印」である「丸印」でお願いします。 | |
| 24 | 申請書作成 | 雇用調整助成金等は、郡山市外の本社がまとめて支給決定を受けたが、本補助金の申請者は、市内事業所名でも良いか？ | 市内事業所名での申請も可能です。 ただし、1事業者当たり上限額は事業所ごとではありませんのでご注意願います。 また、補助金の振込先も申請者名義口座のみとなりますので併せてご留意願います。 | |
| 25 | 申請書作成 | 第2号様式である算定書の計算方法が難しくて計算できないが、何か良い方法はないか？ | 第2号様式は手書き用PDFとパソコン入力用Excelの2種類をウェブサイトへアップしておりますので、是非、必要な数字いくつかを入力すれば自動計算されるパソコン入力用Excelをご利用ください。 なお、パソコン利用が困難な事業者様にも、できる限り簡単に記載いただけるよう記載方法・例を作成しましたので、そちらをご覧ください。 | |
| 26 | 添付資料 | 郡山市内にある事業所分を含めて、郡山市外にある本社が雇用調整助成金の申請書類作成を委託し、申請・支給決定を受けた。 この場合、従業員数で按分することになることはわかったが、従業員数の内訳がわかる書類の提出は必要か？ | 原則、不要です。 第2号様式の算定書において、従業員数を記載する欄がありますのでそこへ記入いただければ結構です。 ただし、補助金交付後も含めて、市から名簿等の資料の提出依頼があった場合はご協力をお願いします。 | 「要綱第6条第1項第7号」 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 「要綱第7条」 (1) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。 (2) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。 |

雇用維持支援補助金 Q & A

| No. | 区分 | 質問 | 回答 | 備考 |
|-----|-------|---|---|--|
| 27 | その他 | 要綱第1条に「予算の範囲内」との記載があるが、予算がなくなれば終了するのか？ | 現段階では、そうせざるを得ません。 今後は、申請状況等を勘案し検討してまいります。 | |
| 28 | その他 | 郵送での申請となっているが、市役所へ持参しても受付してもらえるか？ | 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、原則、郵送でお送りくださいますようお願いいたします。 | |
| 29 | 補助対象者 | 事務所は郡山市外にあり、少し離れた郡山市内に工場がある。従業員は一部を除き工場に勤務しているが、この場合、この工場を郡山市内にある事業所として申請することはできるか？ | 「事業所」は、原則、国や地方公共団体等の公的機関が「従業員の存する事業所」として扱っていることを想定しています。例えば、お尋ねの工場が社会保険適用事業主として認定されていれば補助対象者に該当しますが、工場、資材置き場、倉庫、駐車場等の施設が存在することだけを以って事業所とすることはできませんのでご了承ください。 | ※令和2年10月1日 項目追加 |
| 30 | 補助金交付 | 補助対象期間中に郡山市内の事業所を市外へ移転し、郡山市内の事業所がなくなった。郡山市内在住の従業員はいるが、補助金の交付は受けられるか？ | 補助金の申請は勿論のこと、補助金を交付する時点で、対象要件を満たす事業所が郡山市内にない場合は、交付できません。 補助金の目的が、郡山市内事業所の雇用の安定と事業運営の継続を図るためであるからです。 なお、補助対象者の要件に従業員の住所は要件にしておりませんので、その点は交付決定の判断材料にはなりません。 | 「要綱第1条」 この要綱は、雇用の安定及び事業活動の継続を図るため（以下省略）。 「要綱第2条第1号」 （前文省略）中小企業者であって市内に事業所を有している者又は事業を営む個人であって市内に住所を有している者。 ※令和3年1月20日 項目追加 |
| | | | | |